

正  
誤

令和六年六月二十八日（号外第百五十六号）国土交通省告示第九百七十四号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示）  
(原稿誤り)

三四八ページ改正後欄別記第一号（A4）中

検査事項

の

は

開錠の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況

開錠又は作動の障害となる物品の放置並びに  
照明器具及び懸垂物等の状況

誤り。